

[公開草案]

「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」

- 法人名 :
 - 部 署 :
 - 役 職 :
 - 名 前 : 安藤 晃
 - 電話番号 : ██████████
 - メールアドレス : ██████████
-

■コメント:

取得条項付の転換社債型新株予約権付社債については、ある時点にて自社の株式の市場価格が転換社債を上回った場合に取得できるが、取得を決めた以後実際の取得時における価値が社債額面を下回る場合には、発行株式価値の社債金額に対する不足額を現金にて償還することとなっている場合が、実際の事例において存在すると聞いています。この場合の行使時における会計処理については当適用指針において明確に示すべきと考えます(設例も必要)。なんら触れられていない場合、実務において混乱が生ずるものと考えますので、よろしくご検討願います。
